

お知らせ

事業系一般廃棄物搬入許可、資源物処理登録の有効期間の変更について

従来の1年間から2年間に変更します。

【注意点】

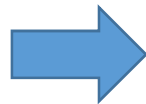
- 今回送付する許可証、登録証は令和4年度～令和5年度末の2か年です。
紛失しないようご注意ください。
- 次回の更新は令和5年度末（令和6年3月頃）です。
- 年度の途中で申請した場合の許可期間は令和5年度末までです。
- 同封している文書「令和4年度の市不燃物処理施設への事業系不燃ごみの搬入について」は、「令和5年度」にも適用しますのでご注意ください。

☆許可証・登録証の年度表示例

現在

次年度以降

3



4 - 5

☆更新スケジュール

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---------|---------|---------|---------|
| 従来（1年更新） | → 許可 | → 許可 | → 許可 | → 許可 |
| 変更後（2年更新） | → | | → 許可 | |
| ※年度途中で申請した場合の対応 ↓ 奇数年度の年度末までの期限とする。 | ● → | ● → | ● → | ● → |